

韓国における裁判手続のIT化の現状について

当会会員 日下部 真治 (47期) ●Shinji Kusakabe

I 韓国訪問の経緯

当会とソウル地方弁護士会は、1989年（平成元年）に友好協定を締結して以来、毎年、各会の役員や国際委員会委員らが、交互に相手方の地を訪問し、交流会議等を通じて相互の研さんに努め、親交を深めている。本年度は、2018年10月に当会がソウルを訪問し、同月29日に裁判手続のIT化をテーマとして交流会議を行い、翌30日にはソウル中央地方裁判所及び韓国大法院（最高裁に相当）の電算情報センターを訪問・見学した。これらを通じて得られた韓国における裁判手続のIT化の現状について、以下、簡単に報告する。

II 韓国における裁判手続のIT化の現状

韓国では、裁判所が運営する電子訴訟システムを利用した電子訴訟が、2010年4月に特許訴訟で開始され、翌2011年5月にはその対象となる訴訟の範囲は民事にも及んだ。その後、家事・行政、破産・再生、執行、非訟へと拡大し、現在では刑事事件を除く全ての事件が電子訴訟に対応している。刑事事件についても、2019年上旬から電子訴訟を試験的に実施し、2020年までに全国的に拡大・施行する予定である。以下においては、特に民事事件での電子訴訟について述べる。

(1) 電子訴訟システムの利用

当事者が電子訴訟システムを利用するためには、ユーザー登録が必要であるが、これは国民一般には強制されておらず、利便性等をインセンティブとして、自主的に登録される

例が増えている。ユーザー登録していない者が訴訟の当事者となった場合は、その当事者は従来と同様に紙ベースでの訴訟手続を進めることとなるが、裁判所は、裁判情報の電子的管理のため、紙媒体で提出された情報の電子化を担っている。また、裁判所は、未登録の当事者には電子訴訟システムを案内し、その利用を推奨している。弁護士が代理人となる場合には、裁判所は、電子訴訟システムの利用を弁護士に強く要請しているようである。紹介された統計情報によれば、民事事件における電子訴訟の利用率は、2014年頃には5割強であったが、2017年には7割強となっている。また、弁護士が代理人となる場合は、ほとんどの事件で電子訴訟が利用されているとのことである。

(2) 訴訟書類の電子的提出

ユーザー登録をした当事者が実際の訴訟事件において電子訴訟に同意すると、その当事者は訴訟書類を電子的に提出することが義務付けられる。具体的には、電子訴訟に同意した当事者は、インターネットを介して電子訴訟システムにアクセスし、訴状、答弁書及び準備書面並びに証拠となる文書を、文書ファ



ソウル中央地方裁判所内の法廷

イルをアップロードするなどの方法により提出する。もっとも、口頭主義等の観点から、主張や証拠調べは裁判官の面前で行うことが原則であり、口頭弁論等の場において準備書面の陳述や文書の取調べが行われることとなる。電子訴訟に同意した者に対する送達は、電子訴訟システムによる電子メール及び携帯電話番号へのテキストメッセージの送信によりなされる。

(3) 訴訟記録の電子的管理

電子訴訟に同意した当事者や代理人は、インターネットを介して電子訴訟システムにアクセスし、訴訟記録をいつでも電子的に閲覧・ダウンロードすることができる。これにより、自らが訴訟記録を紙媒体や電子データで管理せずとも、整備された訴訟記録をいつでも参照・利用することが可能になっている。

(4) 電子的法廷

一方、裁判所が行う口頭弁論等については、ウェブ会議やテレビ会議による手続（リモート映像裁判）はいまだ実施されていない。一部の裁判所において試験的に弁論準備手続をリモート映像で行い、問題点の検証を進めているが、利便性が評価される一方で適正な裁判への懸念もあり、賛成論と慎重論がともどもみられるようである。もっとも、各法廷においては、口頭弁論等でも電子訴訟システムを有効に活用すべく、裁判官、書記官、当事者等の席にPCが備えられ、同システムにその場でアクセスできるようになっている。また、裁判長が制御しているPCのディスプレイの映像を法廷壁面に設置されたディスプレイ又はスクリーンに映写し、証拠文書等を傍聴人も含めて目視できる環境で当事者らが実質的な議論を行えるようになっている。

(5) 電子訴訟のインフラ

以上の電子訴訟を支えるインフラとして、韓国の大法院は、電算情報センターを運営している。同センターはソウル近郊の城南市に所在する専用のビルに設置されており、その勤務者は、概数ではあるが、裁判所職員100名強のほか、各企業からの出向者が800名強であるとのことであった。なお、大法院は、世宗市



韓国大法院電算情報センター内の管制室

に第2電算情報センターを設置し、バックアップ及びセキュリティの体制を強化する予定であるとのことである。

Ⅲ 我が国における裁判手続のIT化に向けて

以上、概略したとおり、韓国においては、民事事件の電子訴訟は2011年5月から行われており、現在では大半の事件で実際に利用されるようになっている。転じて、我が国ではどうかといえば、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において裁判手続等のIT化が検討課題として示されたことを契機に、内閣官房に設置された裁判手続等のIT化検討会が2018年3月に取りまとめ文書を公表し、裁判手続等の全面的IT化を目指すとの方向性が示されたところである。もっとも、同取りまとめ文書では、韓国において実現している訴訟書類の電子的提出や訴訟記録への電子的アクセスについては、2022年度頃より後に実現することを想定しつつ、2019年度中に実現に向けたスケジュールの検討を行うことが望ましいとされているだけで、具体的な実現スケジュールは示されていない。そうすると、裁判手続のIT化については、控えめにみても、我が国は韓国に10年以上は遅れていると言わざるを得ない。現在、(公社)商事法務研究会に2018年7月に設置された民事裁判手続等IT化検討会が、今後必要となる民事訴訟法の改正の検討を始め、また、高裁所在地の地方裁判所を中心として、IT機器を用いた模擬裁判が進められているが、良い形で裁判手続のIT化が実現できるよう、弁護士に期待される役割は大きい。